

広島市の平和公式見解回答集_奥中質問との対応

201101 送付

核兵器禁止条約に関する広島市長への要望

本日下午記の通り、広島市長宛てに要望しました。併せて市長の見解を打診しました。

奥中 正之

～記～

広島ニュースTSSによると、「広島市の松井市長が長崎市の田上市長と共同で来月にも上京し政府に直接、核兵器禁止条約の批准などを要望する予定です。」と報じられています。

核兵器禁止条約を批准すると米国の核の傘から離脱することとなります。従いまして、核兵器禁止条約の批准を政府に要望されるのであれば、米国の核の傘に代わる「対中核抑止力並びに対北朝鮮核抑止力」の確保を如何なる政策で実体化するのか、併せて提言頂きたく要望します。

201105 回答

From: #市民局平和推進課 <peace@city.hiroshima.lg.jp>

Sent: Thursday, November 5, 2020 10:55 AM

To: ok5733ma@hikat.ne.jp

Subject: 市政へのご意見・ご要望について

奥中 正之 様

この度は、貴重な御意見を頂きありがとうございます。頂いた内容について、市長に代わり、広島市の平和行政を所管する当課より回答させていただきます。

本市の平和行政の基本的な考え方についてお答えします。奥中様が御指摘しておられる、外交、防衛、安全保障に関する政策の決定は、国が専権的に取り組むべき事項とされており、自治体が、直接、こうした領域の個別の政策に影響力を及ぼすことには限界があります。

このようなことから、本市の平和行政の推進に当たっては、被爆地・広島にしかできない役割、すなわち、「被爆者の体験をベースにした平和を思うヒロシマの心を内外の市民社会に発信し、共通の価値観としてもらうよう努力を重ねること」を一番の根本としており、そのために、国内のほとんどの自治体が加盟し、世界の都市に幅広いネットワークを構築している平和首長会議と一体となって、様々な取組を進めています。報道にあった日本政府への要望においても、具体的な内容は、長崎市や平和首長会議国内加盟都市と調整しているところですが、これまで同様、被爆者の平和への思いを訴えたいと考えています。

こうした活動により、被爆者の平和への思いが市民社会共通の価値観となり、市民社会の総意としての平和への願いが核保有国を含む世界各国の為政者に届くことで、国家のための安全保障ではなく、より長期

的な視点に立った核兵器に頼らない人類のための安全保障を目指していくとの決意を固めてもらえるよう、引き続きしっかり取り組んでいきたいと考えています。

最後になりましたが、奥中様の今後ますますの御健勝と御多幸をお祈り申し上げます。

201122 送付

広島市市民局国際平和推進部平和推進課
課長 山藤 貞浩様

先日は広島市の平和に対する取り組みと、将来への展望に関する懇切なるご回答を賜り、誠に有難うございました。しかし、一部について疑問がありましたので、再度の質問をご容赦下さい。

私もまた、平和を希求することが何よりも重要であると思う者の一人であります。そして、現在の日本の平和が「日米安全保障条約」と「自衛隊」の連携によって支えられていることは論を俟ちません。

それでも現在、核兵器禁止条約が発効条件を満たしたとは言え、北朝鮮は公然と日本を核兵器で恫喝し、また中国は尖閣諸島への進攻を強化している現実があります。ご存知の通り、尖閣諸島は 1968 年の ECAFE 報告以降に突然中国が領有権を主張し、日中平和協定締結の時に鄧小平氏が数百隻の漁船を動員して協定締結時の圧力にしたことから始まっています。中国はそれ以降一方的に、「尖閣諸島を中国領とする領海基線」の策定、「中国海警局」艦船の解放軍傘下への編入、「機関砲装備の艦船」投入と領海内への居座りなどを続け、今年は遂に中国全人代が「海警法」を定めて「中国の管轄権侵害には武器の使用を含めたあらゆる措置を取る」こととなりました。ここには当然、領有を主張する尖閣諸島が含まれることになります。

米国が「尖閣諸島を日米安保条約第 5 条の適用範囲」と言明していることが、辛うじて中国による日本領土の奪取を防いでいるのが現状です。

中国が構築した南シナ海の人工島（要塞）と、いわゆる「九段線」内部を領海と主張する中国の態度は、先年、法的拘束力を持つはずの「国際仲裁裁判所」判決では完全に違法とされました。しかし中国はこの判決を「紙くず」と公言して違法占拠を改める気配もありません。

日本の平和を脅かしているのがこの事実であることは大多数の人々が認識していると思います。「核兵器禁止条約」（以下、「条約」と略記）は、条文を参照する限り、このような日本の平和と安全を脅かす事柄に対して、いかなる影響力も阻止する権能も感知できません。「条約」が「法的拘束力を持つ」と規定していても、それは「加盟国」だけの義務であり、領土を脅かす非加盟の相手には無効です。日本が参加してもこの事実は変わりません。

市長に代わり、ご回答された山藤様の「平和行政」の論を拝見しますと、これらの具体的安全

保障政策は「国が専権的に取り組む事項」と述べておられます。これは「地方自治法」第一条の二を念頭に置かれたものだと拝察します。

そうであるならば、「広島市長が政府に直接、核兵器禁止条約の批准を要請する」ことは、「国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務」を行うとする地方自治法の規定とは相いれないのではないのでしょうか？

「条約」を見ますと

第1条(g)は「領内あるいは管轄・支配が及ぶ場所において、核兵器やその他の核爆発装置の配備、導入、展開の容認」を禁止する。

とあります。

そして第二条1の(c)は

「第1条(g)にもかかわらず、領内やその他の管轄・支配している場所において、他国が所有、保有、管理する核兵器やその他の核爆発装置があるかどうかの申告」をすることが義務になっています。

他方、NPTで核兵器の保有が認められている米国などや、その他の核兵器保有国はすべて「核兵器の存否を明らかにしない」という曖昧戦略を採用しています。もし日本が「条約」を批准した場合は明らかに「日米安全保障条約」は解消するしかありません。何故なら、駐留する米国軍や寄港する艦船や航空機に核兵器の有無を明示させる義務が日本側に生じることになり、日米同盟の基本的了解事項を破壊するからです。このことを俗に「核の傘」と称しているようです。先だっの私の要望内容に「核の傘」「核抑止力」という用語を使用しました。その真意は、法的拘束力を持っている国際仲裁裁判所の判決ですら「紙くずだ」と公言して放擲する程に「話し合いが無意味」な中国への対処をどうするのか、また北朝鮮への対処はどうするのか？と質問したかったのです。この点補足して「核の傘」「核抑止力」は撤回いたします。

私は、日本の平和と安全を保持するための今現在の手段である、日米安全保障条約に代わる安全保障方法の披歴を求めました。「条約」の批准を国に要望なさるのなら、実効性のある代替安全保障方を広島市としても検討されるべきであり、それなくしては政府に矛盾する要求をするだけの行動になるのではないのでしょうか？

戦後の日本には一貫して、米軍と自衛隊（警察予備隊、保安隊）という、実力組織が欠けたことはありません。この事実を基に国際関係を律してきました。よもやとは思いますが、広島市は自衛隊を解体して米軍の撤退を求められるのでしょうか？

山藤様の記述にある「市民社会の総意としての平和への願い」はそれとして、目の前の平和の危機を乗り切る現実的手法を提示して頂きたい。米国オバマ前大統領がノーベル平和賞を受賞する契機となった「プラハ演説」でも「核兵器の廃絶は私の存命中には実現しない」さらに「間違っ

スネル（兵器廠）になる。」と明言しています。ちゃんと現実の代案が提示されているのです。

被爆者に連なる広島市民の一人として最近の「条約」発効フィーバーとも思える状況には懸念を覚えます。マスコミが登場させる「ヒバクシャ」だけが被爆者ではなく、日米安保を肯定的に評価する大半の日本国民と同様の意見を持つ多くの被爆者を、どうか置き去りにしないで下さい。

末筆ながら、山藤様の平和への願いが将来訪れることも願います。そしてまた、本文中「？」で結んだ文や要望への再度のご意見を頂きたいと考えます。

奥中正之

追伸：「市長に代わり」とご回答されたので、貴論考が広島市の公式見解であると見做して、公開したいと思います。如何でしょうか？ご確認下さい。

201130 回答

From: #市民局平和推進課 <peace@city.hiroshima.lg.jp>

Sent: Monday, November 30, 2020 3:35 PM

To: ok5733ma@hikat.ne.jp

Subject: RE: 再質問

奥中 正之 様

再度御質問いただいた件について、連絡させていただきます。

御指摘のように、現在の世界は核軍縮が遅々として進んでおらず、核兵器による脅威が高まっている状況です。世界の核保有国が保有する核兵器が、意図せずとも、事故、テロなどにより使用される可能性もあります。自国民の安全を保障するためには「核抑止力」は欠かせないという考えもあるようですが、核兵器は一度使用されると自らの存在を危うくするばかりか人類存亡の危機にさらされることになることは明白です。

そのため、本市では、市民の安全・安心な営みを守る立場から、市民の営みを根底から覆す核兵器のない世界こそが人類の目指すべき平和な世界であるということを世界の市民社会の総意とし、世界的な平和への潮流を作り、核兵器廃絶に向けて為政者の政策転換を後押しする環境づくりを推進していくこととしています。これは、核兵器廃絶に向けて遠いようで最も近い道だと思っております。この度の要望は、広島・長崎両被爆地、及び1, 7 3 3都市が加盟する平和首長会議国内加盟都市会議の総意として、同条約の締約国となること、そして締約国となるまでの間、当面は締約国会議にオブザーバーとして参加することを要請し、唯

一の戦争被爆国として核廃絶に向けてリーダーシップを発揮していただくよう求めたものです。

繰り返しになりますが、本市としては、「被爆者の体験をベースにした平和を思うヒロシマの心を内外の市民社会に発信し、共通の価値観としてもらうよう努力を重ねること」を根本とし、被爆者の平和への思いが市民社会共通の価値観となり、市民社会の総意としての平和への願いが核保有国を含む世界各国の為政者に届くことで、国家のための安全保障ではなく、より長期的な視点に立った核兵器に頼らない人類のための安全保障を目指していくとの決意を固めてもらいたいと考えています。

回答に関しましては、本市の平和行政の考えを示したもので、本市の公式見解と受け取っていただいて結構です。

最後になりましたが、奥中様の今後ますますの御健勝と御多幸をお祈り申し上げます。

広島市市民局国際平和推進部平和推進課
課長 山藤 貞浩
TEL: 082-242-7831 FAX: 082-242-7452
Email: peace@city.hiroshima.lg.jp

201215 送付

2020年11月30日の貴ご回答に関して

広島市市民局国際平和推進部平和推進課
課長 山藤貞浩様

奥中正之 2020年12月15日

ご多忙のところ懇切なるご回答を頂き有難うございました。核兵器廃絶に向けての広島市の考え方は理解致しました。核兵器それ自身への認識は従来通りの変わらぬお立場であり、また私も被爆者を家庭に持つ広島市民として見解は存じておりますし、それを総論として否定しているものではありません。

しかしながら、私が「11月22日付け質問書」で確認したかった事柄は総論ではなく具体的問題であり、それには何も触れられなかったことに懸念を感じました。

広島市が長崎市とともに、日本政府に「核兵器禁止条約」の批准を要請されたことと、現実の安全保障の関係性についての質問でした。

ご多忙中大変恐縮ですが、重ねての確認質問に「広島市公式見解」としてご回答いただければ幸いです。ご回答はかつてオバマ前米国大統領の演説にあった「この目標は、すぐに達

成されるものではありません。おそらく私の生きているうちには達成されないでしょう」「米国は同盟国を守るために核兵器が存在する限り、わが国は、いかなる敵であろうとこれを抑止し、同盟諸国に対する防衛を保証するために、安全かつ効果的な兵器を維持します」(プラハ演説・駐日米国大使館訳)という発言にある通り、将来展望だけに言及されるのではなく、今の現実にあわせてご回答賜りたいと存じます。

今の現実とは、北朝鮮の日本威嚇の外、尖閣諸島への中国の公然たる進攻への対処のことです。先日来日の中国王毅外相は「尖閣諸島の領有権は核心的利益であるとして、中華人民共和国の国家利益であると」述べました。1968年のECARE報告以降に唐突に領有権を主張し始めたことが、これほどまでに他国領土を侵犯する宣言に踏み込んできました。因みに、この日本領土侵犯宣言は核兵器とは関係なく行われていることに留意すべきです。「核兵器廃絶」では防げない行動です。

簡単のために、質問は簡条書きと致します。

1) 日米安保条約と核兵器禁止条約との関係性

先の質問では、核兵器禁止条約の下記二条が日米安保条約との齟齬があるのではないかと質問致しました。以下再度明示します。

核兵器禁止条約の第1条(g)は「領内あるいは管轄・支配が及ぶ場所において、核兵器やその他の核爆発装置の配備、導入、展開の容認」を禁止する。

第2条1の(c)は「第1条(g)にもかかわらず、領内やその他の管轄・支配している場所において、他国が所有、保有、管理する核兵器やその他の核爆発装置があるかどうかの申告」をすることが義務。

これは、すべての核兵器保有国(NPTで特別の地位を持つ5つの核兵器国も含む)が採用している「曖昧戦略」(核兵器の存否、存在場所等を明らかにしない)を完全に否定しています。日米安保条約はその上に立って成立している条約でありますから、「核兵器禁止条約」の批准は、日米安保条約を阻害するのではないかと考えます。

そこで

広島市公式見解として、「日米安保条約」と「核兵器禁止条約」は相互の干渉なく並存できるか否か、ご回答ください。尚、「核兵器禁止条約」の16条で「本条約は留保を受け付けない」とありますから、条約条文の明示的意味以上の解釈に踏み込まずに、お願い致します。

2) 前項質問ご回答に関係して

もし前項質問のご回答が、「並存できない」のであれば、日米安保条約に依存しないで「尖閣諸島」への中国進攻をどう抑止するかの手法を教えてください。「話し合いで・・・」では、「核心的利益」と明言した以上、南シナ海の人工島での国際仲裁裁判所判決ですら「紙くず」と称して南シナ海への勢力拡大を続ける中国には通用しないことでしょう。

仲裁裁判所の法源となった「国連海洋法条約」は中国も加盟し、かつ「法的拘束力を持つ」にもかかわらず、これを世界は抑止できていません。「核兵器禁止条約」も「法的拘束力を持つ」と宣言するも、中国は加盟していません。

もし前項質問のご回答が、「並存できる」とされるのなら、その根拠を「核兵器禁止条約」と「日米安保条約」及び「MSA、地位協定、等の関連協定」に照らして、その根拠を教えてください。

3) 冒頭に記した山藤様のご回答文書からの追加質問

前回のご回答の中に「国家のための安全保障ではなく、より長期的な視点に立った核兵器に頼らない人類のための安全保障を目指していくとの決意を固めてもらいたいと考えています。」とありました。

現在の国際間の政治は、国家間の条約や複数国家間のEUやTPP、WTOなどの国際組織と、そのバックグラウンドとしての国連を通じて行われています。そしてこれらはすべて、「国家」を単位にしています。国連憲章を例にとれば、第7章（平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動）の51条には「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」とある通り、安全保障の基本は国家を単位にしていることが明確に規定されています。無論、尖閣諸島への中国の進攻が国連安全保障理事会で対処するはずもなく

(P5一致の原則：国連憲章27条の3) 独力で又は集団で対処するしかないのは厳然たる事実です。

そこで、山藤様のお言葉（＝広島市公式見解？）を見ると、「国家のための安全保障ではなく・・・人類のための安全保障」とあります。これは現在の事実としての国連憲章の規定を凌駕するか又は無効にした、新たな「国際？」あるいは「世界？」観を披歴されたもののように見えます。そのような世界が「目指す決意」で達成できるとするならば、是非、そこに至る現実的プロセスとそれがどのような世界なのかを教えてください。

また、第二次世界大戦は核兵器の無い時代に起こりました、第一次世界大戦は無論ですし、その時は最初の大量破壊兵器である化学兵器が使用されたことは歴史的事実です。では「核兵器に頼らない、国家でなく人類のための安全保障」とは、第一次世界大戦から第二次世界大戦までの間にあった「安全保障」の再現でしょうか？それと

も全く異なる概念をお考えでしょうか？

是非知りたいので、教えて下さい。

質問としてはとりあえず以上です。ご回答頂き不明点があればまたのご教示をお願い致します。

私の妻は被爆者で、親兄弟にも多数の被爆者がいます。私の子供は当然、被爆二世になります。広島市は核兵器に対してしきりに、「被爆者の想い」とか「被爆者の平和への想い」などを言われます。しかし、被爆者である私の家族がそのような意見を表明する機会に遭遇したことはなく、どのような範囲の被爆者の方々の意見を集約されたのかが曖昧に感じております。世論調査では私の質問主眼である「日米安保条約」が「日本の平和と安全に役立つ」とする意見が8割を突破しているのはご存知だと思います。

自衛隊の存在を是とする者は7割以上に達しています。私の家族同様、日本の被爆者の多くもまた、この世論と同じ傾向があると思うのが自然であろうと思います。被爆者だけは別の思いであるかのような広島市のご見解には、違和感を覚えてなりません。

だからこそ、「核兵器禁止条約」と「日米安保条約」との関係性は明確にして頂きたいのです。何卒宜しくお願い申し上げます。

以上

201225 回答

From: #市民局平和推進課 <peace@city.hiroshima.lg.jp>

Sent: Friday, December 25, 2020 9:54 AM

To: ok5733ma@hicat.ne.jp

Subject: RE: 継続質問

奥中 正之 様

再度メールをいただき、ありがとうございました。

これまでも回答しているとおり、本市としては、被爆者の体験をベースにした平和を思うヒロシマの心を発信し、核兵器廃絶に向けて各国の為政者の政策転換を後押しする環境づくりを推進することとしています。先般の核兵器禁止条約に関する日本政府への要請も、そうした「核兵器のない世界」の実現の観点から、思いを伝え、核保有国と非核保有国の橋渡し役としてリーダーシップを発揮することも含めて要請したものであり、また、日本政府に対してだけでなく、平和首長会議加盟都市と連携し、全ての国に同条約の批准を求めているものです。

奥中様が提起されている、我が国の安全保障上の観点からの質問事項については、国民世論を踏まえ、国政の場で議論されるべきものと考えており、本市からはお答えできかねます。

最後になりましたが、奥中様の今後ますますの御健勝と御多幸をお祈り申し上げます。

広島市市民局国際平和推進部平和推進課
課長 山藤 貞浩
TEL: 082-242-7831 FAX: 082-242-7452
Email: peace@city.hiroshima.lg.jp

210113 送付

From: 奥中 正之 <ok5733ma@hicat.ne.jp>
Sent: Wednesday, January 13, 2021 2:56 PM
To: 山藤 貞浩 (peace@city.hiroshima.lg.jp) <peace@city.hiroshima.lg.jp>
Subject: 広島市の平和行政に関して

広島市市民局国際平和推進部平和推進課
課長 山藤 貞浩 様

コロナ禍の中の新年が明け、貴市におかれてもご多忙のことと拝察いたします。
昨年はそのような中でありながら、私のプリミティブな質問にも懇切にお答え
頂いてありがとうございました。

しかしなお、一点だけ確認したいことがございます。昨年 12 月 25 日に頂いた
ご回答に関してのことです。

私の家庭も、これまで申している通り被爆者家族ですので、「平和を思うヒロシマの
心」と

いう考え方については、よく存じております。

他方、日米安保との関係については、「我が国の安全保障上の観点からの質問は、
国政に関するもので、広島市からは回答できない」というご回答内容でした。

私の質問内容との関係から見れば、“「核兵器禁止条約」が「日米安保条約」と
干渉する否かを広島市は関知しないが「ヒバクシャの心」に添って日本政府に対して
は

同条約への批准要請をする” という意味であると受け止めました。

これは広島市の公式見解である、と見做して宜しいでしょうか？

ご多忙中恐縮ですので、この点についてだけ、ご回答いただきたく、お願い申し上げます。

以上

奥中 正之

210115 回答

From: # 市民局平和推進課 <peace@city.hiroshima.lg.jp>

Sent: Friday, January 15, 2021 3:56 PM

To: ok5733ma@hikat.ne.jp

Subject: RE: 広島市の平和行政に関して

奥中 正之 様

再度御質問いただいた件について、連絡させていただきます。

お問い合わせの件に関してですが、繰り返し申し上げますが、回答に関しましては、本市の公式見解と受け取っていただいて結構です。

奥中様の今後ますますの御健勝と御多幸をお祈り申し上げます。

広島市市民局国際平和推進部平和推進課

課長 山藤 貞浩

TEL: 082-242-7831 FAX: 082-242-7452

Email: peace@city.hiroshima.lg.jp